

## 入札公告（共通事項）

### <入札に関する留意事項>

- (1) 入札公告は、本書及び入札公告個別事項【事後審査型】（以下「入札公告等」という。）から成るものとする。
- (2) 入札執行等は、入札公告等よるものとする。
- (3) 入札手続きは、岐阜県CALS／EC電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を用いて行うことを原則とし、運用については、東白川村電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）によるものとする。ただし、電子入札システムによりがたい者は、事前に村長に紙入札方式参加承諾書（電子入札運用基準の様式第1号）を提出し、村長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができる（以下「紙入札者」という。）。なお、紙入札者が各種書類を提出する場合は、持参のみ認め、郵送又は電送によるものは認めない。
- (4) 設計図面及び仕様書を含む設計図書は、電子入札システムからのダウンロードを基本とする。ただし、紙入札者は、電子メール等の方法によることとする。
- (5) 提出に必要となる書類は、別表「手続等に必要提出書類」に記載している。

### 1. 入札参加資格に関する事項

入札参加資格に関する条件は、東白川村建設工事一般競争入札実施要領（令和8年4月1日東白川村訓令甲第5号。以下「一般競争入札要領」という。）第3条及び「入札公告個別事項【事後審査型】」の「2 入札参加資格」のとおりとする。なお、特に断りのない限り、入札参加資格は、当該一般競争入札対象工事（以下「当該工事」という。）における入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）時点とする。

### 2. 入札参加の申請に関する事項

- (1) 当該工事に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、電子入札システム画面の「入札参加申請書」に必要事項を記入し、附属書類を添付して申請期限日までに提出すること。  
また、紙入札者は、一般競争入札要領の入札参加申請書（別記様式1）に附属書類を添付して申請期限日までに持参すること。  
なお、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の結成による入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体協定書による協定を締結すること。
- (2) 申請書（入札参加申請書及び附属書類をいう。以下同じ。）を申請期限日までに提出しない入札参加希望者は、当該入札に参加できない。
- (3) 入札参加希望者は、入札参加通知書による通知を受けなければならない。
- (4) 入札参加希望者が、申請書のうちのいずれかの書類を申請期限日までに提出しない場合は、無効とする。また、申請期限日までに提出された申請書において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。この場合において、無効とされたことに対して不服のある入札参加希望者は、村長に対して苦情申立てを行うことができる。

(5) 申請書は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。

ア 入札公告等に定める様式により作成すること。

イ 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。

ウ 入札参加申請以外に使用しないこと。

エ 入札参加希望者に返却しないこと。

オ 申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないことと。

### 3. 設計図面及び仕様書等の質問・回答に関する事項

(1) 入札参加希望者は、設計図面及び仕様書等に関する質問がある場合、村長が定める提出期間内に、指定するメールアドレスへ質問書（様式は自由）を提出すること。

(2) 村長は、入札参加希望者から質問書の提出があった場合、質問書に対する回答書を電子メールにより入札参加希望者へ一斉に回答する。また、併せて村ホームページでの閲覧に供する。

### 4. 入札執行に関する事項

(1) 入札は、第2（3）において入札参加を認められ入札参加通知書を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象として行う。

電子入札システム利用者においては、入札書等（入札書及び入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書をいう。以下同じ。）を村長が指示した入札書等の受付期間内に電子入札システムにより提出すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

紙入札者においては、入札参加通知書の写しとともに入札書等（入札書は一般競争入札要領別記様式2）を入札日前日の午後3時00分（開庁時に限る。）までに持参すること（代理人が持参する場合は、委任状（様式自由）を併せて持参）。また、入札を辞退する場合は、入札日前日の午後3時00分（開庁時に限る。）までに入札辞退届（任意様式）を持参すること。

(2) 当該工事以外の入札に重複参加することは差し支えないが、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなったときは、入札してはならず、入札を辞退すること。さらに、入札書等を提出済みの入札参加者にあつては、直ちに入札辞退届を持参すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、当該工事以外他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、参加資格停止措置を行うことがある。

(3) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 予定価格を事前に公表している場合、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、予定価格を超える金額で入札書等を提出した場合、不誠実な

行為として参加資格停止措置を行うことがある。

(5) 積算内訳書は、設計図書における仕様書に基づき作成することを原則とするが、入札参加者が所有する積算ソフト等の出力によることも可能とする。ただし、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすることとし、積算内訳書が次のアからオのいずれかに該当する場合は、無効とすることがある。

- ア 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
- イ 記載すべき項目を満たしていないもの
- ウ 一括値引きがあるもの
- エ 端数調整・処理されているもの
- オ その他不備があるもの

(6) 開札にあたり、入札において紙入札者がある場合は、電子入札システムによる入札の締切り後、当該入札書記載金額を電子入札システムへ登録する。

(7) 開札は、入札参加者等（入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。）を立ち合わせて開札する。ただし、電子入札システムで行う場合であって、村長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者等の立ち会いを行わせないことができる。

(8) 村長が、適正な入札執行の確保が必要と判断した場合には、入札書等を抽選により選定することがある。この場合において、選定する入札書等の数は、村長が抽選の際に示す。

(9) 次のアからクに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
- イ 入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- ウ 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
- エ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- オ 電子認証書を取得していない者が入札したとき。（紙入札者の場合は、入札書に記名押印がないとき。）
- カ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- キ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- ク その他村長があらかじめ指定した事項に違反したとき。

(10) 予定価格を事前に公表している場合は、再度入札を行わない。

(11) 低入札制度として、低入札価格調査制度を適用している。

低入札調査基準価格（以下「基準価格」という。）及び価格による失格判断基準（以下「失格判断基準」という。）を設けているため、落札候補者の入札額が基準価格を下回り、かつ失格判断基準以上となった場合は、入札を保留し、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、落札候補者へのヒアリング及び関係機関の意見聴取等を行う。なお、低入札価格調査に係る調査票を期限までに提出しない場合又はヒアリングに応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、当該落札候補者を落札者としなない。ただし、この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

また、基準価格を下回り、かつ失格判断基準以上の価格をもって契約をする場合は、特例監理技術者の配置を認めず、専任で監理技術者を配置することとし、主任技術者又は監理技術者とは別に、当該工事の入札参加資格を満たす技術者（以下「追加配置技術者」と

いう。) 1名を、契約工期の始まり時点から配置し、現場施工に着手する日からは専任で現場(工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。)に配置すること(共同企業体の場合は、代表構成員が追加配置技術者を配置すること。)。ただし、当該工事における現場代理人を兼務することはできない。また、低入札価格調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は当該調査時の内容と完成検査時の内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)は、工事成績評定に厳格に反映するとともに参加資格停止措置を講ずることがある。なお、失格判断基準を下回った入札参加者は、当該入札を失格とする。

(12) 落札候補者の決定は、最低価格入札者を落札者とする価格競争方式(以下「価格競争方式」という。)とし、次のア及びイのとおりとする。

ア 東白川村契約規則(昭和41年東白川村規則第8号。以下「契約規則」という。)第10条及び第11条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、原則として最低価格入札者を落札候補者とする。ただし、低入札価格調査制度を適用した場合で、すべての入札参加者の入札額が基準価格以上であった場合は、原則として最低価格入札者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が2人以上ある場合は、落札候補者となった者同士のくじにより決定する。なお、くじ引きを辞退することはできない。また、電子入札により入札を行った場合は、電子くじにより決定する場合がある。

(13) 入札書等は、次のアからエのとおり取り扱うものとする。

ア 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。

イ 入札執行以外の用途に使用しないこと。

ウ 入札参加者に返却しないこと。

エ 入札書等の差し替え又は再提出又は撤回を認めないこと。

(14) その他入札の執行については、施行令及び契約規則に定めるところによる。

## 5. 入札参加資格の確認に関する事項

(1) 開札の結果、落札候補者となった入札参加者は、入札参加資格の確認を行うので、村長が指示した提出期限日までに、確認資料(一般競争入札要領の入札参加資格確認申請書(別記様式4)及び附属書類をいう。以下同じ。)を持参すること(電子入札システムによる提出は出来ない。)

(2) 入札参加資格を確認した結果、不適合と認めた場合は、入札参加資格不適合通知(第4号様式)により通知する。この場合には、次順位者を落札候補者とするため、村長が別途指示した提出期限日までに確認資料を持参すること。

(3) 当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなったときは、確認資料の提出を辞退すること。なお、辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置することができないにもかかわらず確認資料を提出し、落札者決定まで至った場合においては、参加資格停止措置を行う。

(4) 落札候補者が、確認資料のうちの全部又はいずれかの書類を提出期限日までに提出しない場合又は提出期限日までに提出された確認資料において入札参加資格を満たしていない

場合は、無効とする。また、提出期限日までに提出された確認資料において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。この場合において、無効とされたことに対して不服のある落札候補者は、村長に対して苦情申立てを行うことができる。

(5) 確認資料は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。

ア 入札公告等に定める様式がある場合は、その様式により作成すること。

イ 作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。

ウ 入札参加資格の確認以外に使用しないこと。

エ 落札候補者に返却しないこと。

オ 原則として提出期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

## 6. 落札者決定及び契約に関する事項

(1) 落札者を決定した時は、入札参加者に落札者決定通知書を通知する。

(2) 落札者が、落札決定通知書を受けた日から、原則として1週間以内（村の休日を含まない。）に契約（仮契約を含む。）を締結しないときは、その落札は無効とする。

(3) 落札者は、確認資料及び技術資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を当該工事の現場に配置すること。ただし、何らかの理由により、「第2号様式入札公告個別事項【事後審査型】」において示す現場施工に着手する日までに、確認資料及び技術資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなった場合は、当該工事の入札参加資格を満たす他の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置すること。

なお、「第2号様式入札公告個別事項【事後審査型】」において示す現場施工に着手する日までに、当該工事の入札参加資格を満たす他の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置できない場合は、落札者決定の取消又は契約の解除とともに、参加資格停止措置となる。

(4) 本契約の締結に際し、東白川村議会の議決を必要とする場合は、落札後に仮契約を行い、議決後に本契約を締結する。ただし、仮契約後であっても、議決等の状況によって本契約を締結しないことがある。

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 入札保証金及び契約保証金は、次のア及びイのとおりとする。

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付。

ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等又は金融機関の保証等（契約規則第31条）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付が免除される。

(7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。

(8) 共同企業体結成による落札者は、契約締結後14日以内に次のアからウを提出すること。

なお、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更の都度提出すること。

- ア 共同企業体編成表
- イ 使用機械器具の調達計画
- ウ その他（運営委員会規則、職員の事務分掌表、技術職員の経歴書）

また、運営委員会規則に基づく運営委員会を開催したときは、運営委員会開催後 14 日以内に議事の概要をとりまとめ、提出すること。

## 7. その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、村長が入札又は開札等を行うことができないと判断したときは、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。また、談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は原則として改めて公告をして、入札を行うものとする。
- (3) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、当該工事の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。また、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。
- (4) 入札参加資格のない者及び契約規則第 14 条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札を無効とする。また、無効な入札を行った者は再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。
- (5) 申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格停止措置となる。
- (6) 入札参加希望者又は入札参加者が電子入札システムにて申請書及び入札書等を送信した場合には、受領の受付票を発行するので、必ず確認すること。なお、電子入札システムを使用して提出された申請書及び入札書等は、電子入札システムに用いる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に村に到達したものとみなす。
- (7) 電子入札システムは、村の休日を除く、月曜日及び金曜日の 8 時から 18 時まで、火曜日から木曜日の 8 時から 24 時まで稼働しており、稼働時間を変更する場合等は、岐阜県電子入札案内ページ (URL<http://www.cals.pref.gifu.jp/>) で公開している。また、操作上の手引き書として、「岐阜県電子入札システム操作マニュアル(受注者版)」を岐阜県電子入札案内ページで公開している。なお、障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は岐阜県電子入札システムヘルプデスクとし、受付時間等の詳細は岐阜県電子入札案内ページ内の「お問合せ」によるが、緊急を要する場合は、直接村へ連絡すること。
- (8) 落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに村あてに電子契約利用承諾書を提出すること。
- (9) その他不明な点は、東白川村総務課入札担当に照会すること。

別表（手続等に必要な提出書類）

(1) 電子入札システム利用者の場合

手続等	必要な提出書類
1)入札参加の申請書提出時	<p>入札参加申請書（電子入札システム画面に必要事項を入力）に下記の附属書類を添付                      （注）電子入札システムの様式中、「入札参加資格確認申請書」を「入札参加申請書」と、「参加資格」を「入札参加」と「成年被後見人及び被保佐人並びに復権を得ない者でないこと」を「入札公告（共通事項）」に記載の「入札参加資格に関する事項」の条件を満たしていること」に読み替えるものとする。</p> <p>附属書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第3号（建設工事共同企業体取扱要綱） 特定建設工事共同企業体協定書（写）（共同企業体参加者のみ）</li> <li>・様式第3号（電子入札運用基準） 委任状（写）（共同企業体参加者のみ）</li> </ul>
2)入札書等の提出時	<p>入札書（電子入札システム画面に必要事項を入力）に下記書類を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別記様式3 積算内訳書（任意様式）</li> </ul>
3)確認資料の提出時 （落札候補者のみ） （電子入札システムでの提出は不可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別記様式4 入札参加資格確認申請書（落札候補者用）</li> <li>・別記様式5 工事施工実績調</li> <li>・別記様式6 配置予定技術者名簿（主任技術者、監理技術者、特例管理技術者用）</li> <li>・別記様式6-2 配置予定技術者名簿（監理技術者補佐用、特例監理技術者を配置する場合のみ）</li> <li>・別記様式7 経営事項審査及び営業所の状況並びに設計業務受託者関係</li> <li>・各種証明書（契約書の写し、技術者の資格証明書の写し、工事成績対象一覧、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し等）</li> <li>・様式第3号（建設工事共同企業体取扱要綱） 特定建設工事共同企業体協定書（原本）（共同企業体参加者のみ）</li> <li>・様式第3号（電子入札運用基準） 委任状（原本）（共同企業体参加者のみ）</li> </ul>

(2)紙入札者の場合

手続等	必要な提出書類
<b>【紙入札者は、(1)電子入札システム利用者の場合に加え、下記書類を併せて提出】</b>	
1)入札参加の申請書提出時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別記様式1 入札参加申請書</li> </ul>
2)入札書等の提出時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別記様式2 入札書</li> <li>・委任状（様式は自由）（代理人による場合のみ）</li> <li>・入札参加通知書（写）</li> <li>・別記様式3 積算内訳書</li> </ul>